

中部運輸局自動車交通部

令和6年12月2日 14時00分発表

お問い合わせ先
中部運輸局 自動車交通部自動車監査官
田中、富田 TEL 052-952-8038

同時発表：静岡県政記者クラブ、福井県政記者クラブ

《速報》貨物自動車運送事業者に対する集中監査結果

中部運輸局では、令和6年10月、貨物自動車運送事業者に対する集中監査を行い、その速報結果を下記のとおり集計しましたのでお知らせします。

記

1. 実施結果

監査を実施した31事業者中26事業者について、法令違反が確認されました。

法令違反として多かった事項は、輸送の安全に欠かせない点呼の未実施などの点呼関係、拘束時間の基準超過や連続運転などの労働時間関係、運行記録計の記録不適切でした。

また、法令違反項目である点呼簿記載事項不備等の中には、悪質性のある点呼簿の不実記載も見受けられました。

2. 今後の対応

違反を確認した26事業者に対しては、違反事項を直ちに改善するよう指導を行い、今後、行政処分基準に基づき厳正に処分を行うとともに、違反事項の改善状況を確認してまいります。

集中監査月間における違反状況

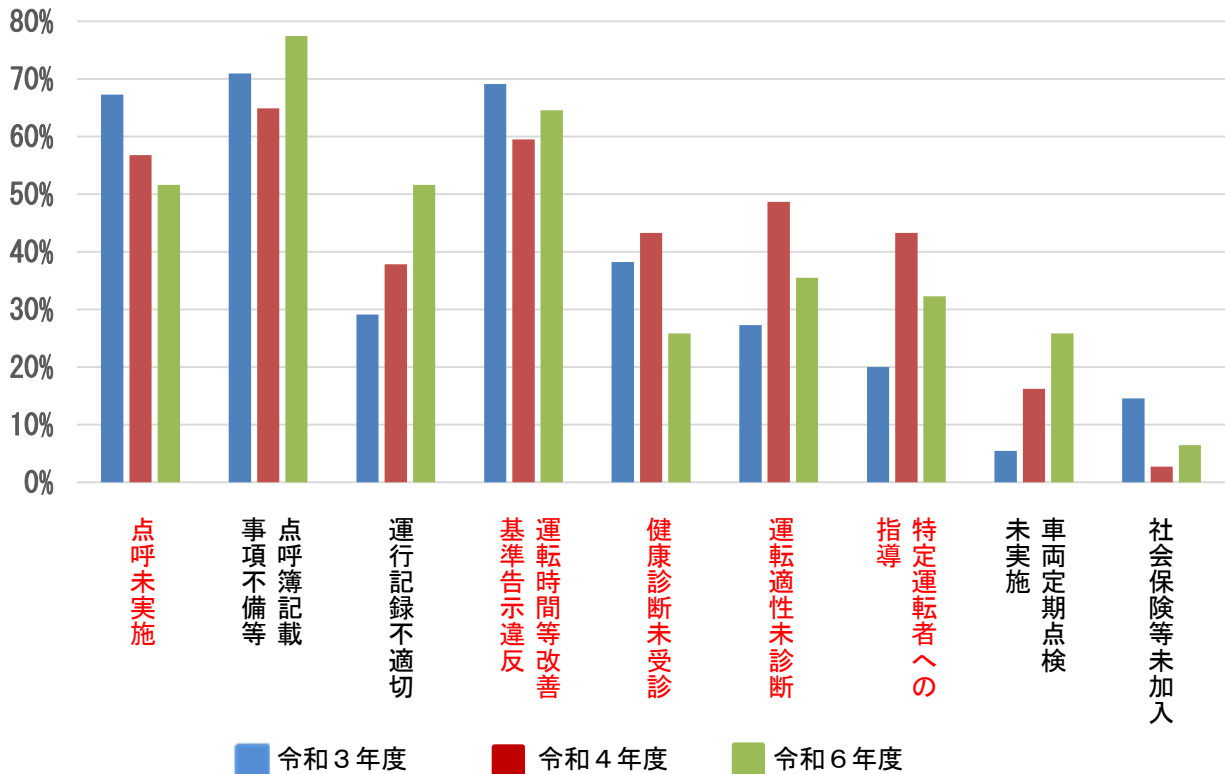
単位：件

管内支局	監査事業者数	違反事業者数	主な監査項目に係る違反状況								
			点呼未実施	点呼簿記載事項不備等	運行記録不適切	改善基準告示違反 運転時間等	健康診断未受診	適性診断未受診	特定運転者への指導	車両定期点検未実施	社会保険等未加入
愛知	10	9	3	8	6	6	3	3	2	1	0
静岡	6	6	5	7	3	6	2	3	3	3	1
岐阜	4	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1
三重	7	4	2	1	2	2	2	1	1	1	0
福井	4	4	4	6	3	4	0	3	3	2	0
合計	31	26	16	24	16	20	8	11	10	8	2

※主な監査項目に係る違反状況の件数は、1違反事業者に対し複数件含まれる

※赤字は、貨物自動車運送事業者の集中監査月間における重点監査項目

主な違反事項の違反率



※令和5年度は、運輸局内の体制変更のため実施せず

※赤字は、貨物自動車運送事業者の集中監査月間における重点監査項目

中部運輸局自動車交通部

令和6年9月12日 14時00分発表

お問合せ先

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、富田 TEL 052-952-8038

同時発表：静岡県政記者クラブ、福井県政記者クラブ

10月はトラック事業の集中監査月間です

中部運輸局では、自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、年間監査計画において「集中監査月間」を設け、効率的かつ効果的な監査・指導の実施に努めています。

毎年、10月をトラック事業の集中監査月間とし、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県において、以下のとおり「重点監査項目」を定めて、監査を実施します。

＜重点監査項目＞

- (1) 適時適切な点呼の実施状況
(飲酒運転防止のための取組状況等)
- (2) 運転者の勤務時間及び乗務時間の遵守状況
- (3) 健康診断、適性診断の受診及びその結果に基づく指導状況